

## 旧たけはら美術館所蔵作品保管業務仕様書

### 1. 業務名

旧たけはら美術館所蔵作品保管業務

### 2. 業務概要

本業務は、旧たけはら美術館収蔵作品を温湿度管理可能な倉庫に保管する業務（以下「業務」という。）とし、次に掲げる事項を行う。

### 3. 搬入受入場所

受託者が管理する温湿度管理可能な美術品倉庫

ただし、倉庫の所在地は、広島県・山口県・岡山県・島根県・鳥取県・兵庫県・大阪府・京都府のいずれかとする。

### 4. 収蔵作品

別紙「収蔵作品一覧表」のとおり。

### 5. 履行期間

契約日の翌日から令和11年9月30日まで

### 6. 契約種別

本業務は、地方自治法234条の3の規定に基づく長期継続契約とし、令和8年度以降の当該契約にかかる歳出予算の減額又は削除があった場合は、市は契約を解除することができるものとする。

### 7. 業務内容

#### (1) 搬入受入調整

旧たけはら美術館収蔵作品について、本業務の受託者が指定する搬入受入場所までの搬入は、市が別に契約する民間事業者により行う。

この搬入受入の日程調整について、令和7年10月1日から令和7年10月31日までの期間で市が提示する日程を基に協議し搬入受入日時の調整を行うこと。なお、搬入受入における作業時間は、原則として、平日9時から17時までとするが、作業の都合により時間帯を変更する必要がある場合はこの限りではないものとする。

ただし、この項目は受託者と市双方が同意した場合に限り省略できることとする。

#### (2) 搬入受入確認作業

搬入受入確認作業後の所蔵作品の損害に関する責は、受託者に置くこと

する。そのため、現契約者及び当方担当職員立ち合いのもと、収蔵作品搬入受入の確認作業を行うこと。

ただし、この項目は受託者と市双方が同意した場合に限り省略できるととする。

(3) 作品の保管

① 受託者の倉庫で保管管理すること。

倉庫は、温度（20℃から22℃）、湿度（50%から55%）、建築構造等の影響で作品の破損等が無いように適切に管理できること。

② 倉庫の形態について

個室または間仕切り等で仕切られており、温湿度管理が可能であること。

③ 保管期間について

令和7年10月1日以降の搬入受入終了日から令和11年9月30日までとする。契約を延長する場合は、契約満了半年前までに協議できることとする。

(4) 収蔵作品の保険加入

評価額19,670,000円

受託者は、本業務の履行において、保管する作品についての作品評価額に基づき損害保険に加入すること。保険対象期間は、搬入確認作業日から保管期間終了までとする。

8. その他

(1) 業務の実施に当たっては、当方担当職員と作業の方法や順序等について事前に十分な打ち合わせを行うこと。

(2) 作業全般にわたり作品の取扱いについては、美術作品の取扱いに経験・実績のある者が行うこと。

(3) 梱包資材、その他業務により発生する廃棄物については、受託者の責任において搬出し、処理すること。

(4) 受託者において搬入時の梱包資材以外で梱包を行う場合は次の点に留意して行うこと。

① 梱包方法は、作品の状態を確認の上、それぞれの作品に合った梱包を行うこと。

② 掛け軸や屏風等、箱自体に価値のある物は、箱と美術品を分けて梱包すること。

③ すべての作品は、エアーキャップ・テープ等で1点ずつ保護し、梱包を行い、個別に段ボールに収納するか、段ボール内を仕切り、区分けさ

れた空間に収納すること。

④ すべての作品が、収められた段ボール箱内で動かないようにすること。

(5) 保管料・保険料の算出及び支払いについて

受託者は受託後すみやかに受託額の内訳として、保管料総額及び保険料を提示すること。

市は上記により提示された保管料総額の47分の1の額を、令和7年11月分より月末締めで翌月に支払うものとする。なお、令和7年10月末までに発生した搬入受入経費及び保管料等についてはこの保管料総額に含まれるものとする。

保険料を別に請求する場合は、毎年1年分を前払いできるものとする。

(6) 本業務を第三者に委託し、又は請負わせることはできない。

(7) 本業務期間中に、業務で保管している美術品の一部または全部の搬出を行う場合がある。その場合、作品の運搬車両には、美術品専用車を使用することとし、この運搬にかかる経費は別途市と協議し定めるものとする。

(8) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議を行い実施すること。